

障がい者虐待防止のための指針

津別町障害者相談支援事業所

1 基本方針

津別町障害者相談支援事業所(以下「事業所」という)は、障がい者虐待が深刻な人権侵害であると認識し、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の理念に基づき、障がい者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、その権利利益の擁護に資することを目的として、障がい者虐待防止のための指針を定める。

2 障がい者虐待の定義

(1) 身体的虐待

障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴力を加え、又は正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 放棄・放置（ネグレクト）

障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による（1）から（3）までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

障がい者の財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待防止委員会

(1) 事業所は、障がい者虐待の防止および早期発見への組織的対応を図ることを目的に、事業所内に虐待防止委員会(以下「委員会」という)を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための委員長を定める。

(2) 委員会の役割は次の通りとする。

① 虐待防止のための計画づくり

② 虐待防止のチェックとモニタリング

③ 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

(3) 委員は、事業所職員で構成する。なお、委員会の責任者は、管理者が務める。

(4) 委員会は1年に1回及び虐待発生的都度開催する。

4 虐待防止のための計画づくりに関する基本方針

(1) 職員に対する虐待防止のための研修は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、虐待の防止の徹底を図る内容とする。

(2) 研修は年1回実施する。

- (3) 研修担当者は、研修の実施内容について、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、保存する。
- (4) 虐待が起りやすい職場環境の確認と改善を図る。
- (5) ストレス要因が高い労働条件の確認と見直しを図る。
- (6) マニュアルやチェックリストを作成し、実施する。
- (7) 上記(1)から(6)までの内容を含む実施計画を作成する。

5 虐待防止のチェックとモニタリングに関する基本方針

- (1) 虐待が起りやすい職場環境の確認をする。
- (2) 各職員が定期的な自己点検を実施する。
- (3) 現場で抱えている課題を委員会に伝達する。
- (4) 発生した事故（不適切な対応事例も含む）状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況について報告する。
- (5) チェックリストや運用ルールを設定し、委員会へ情報が提供される仕組みを作る。

6 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討に関する基本方針

- (1) 行政の事実確認を踏まえて事案を速やかに検証する。
- (2) 再発防止策を検討し、実行に移す。
- (3) 被害者の心情、個人情報保護へ十分に配慮しながら、検証結果の公表を行う。

7 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合は、責任者に報告し、速やかに事実確認を行う。
- (2) 事実確認の後、虐待の有無の判断・緊急性の判断・対応方針の決定を行い、速やかに行政へ相談・通報を行う。
- (3) 緊急性の高い事案の場合は、町関係部署および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- (4) 虐待対応の手順については、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(厚生労働省)」に沿って対応する。

8 成年後見制度の利用支援

利用者およびその家族等に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて相談対応を行う。または、町の関係窓口や社会福祉協議会を案内する等の支援を行う。

9 虐待等に係る苦情の解決

- (1) 虐待等の苦情相談について、苦情を受け付けた職員は内容を責任者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対応する。

10 当該指針の閲覧について

本指針を事業所内に掲示するとともに事業所のホームページに掲載することで、いつでも職員や利用者等が閲覧できるようにする。

11 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

本指針で定める研修会の他、関係機関により提供される虐待防止に関する研修等に積極的に参加し、障がい者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

12 本指針の更新・改訂について

本指針を更新・改訂する必要がある場合は、委員会の決議により行う。更新・改訂後は全職員へ周知するものとする。

附 則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。